

# 南知多ごみ減量化通信

～ 第 6 号 ～

令和2年11月

令和3年4月から変わる、主なポイントをお知らせします。

可燃用指定ごみ袋の有料化と変更（黄色⇒ピンク）
プラスチック製容器包装の分別収集開始（新しい薄緑色の指定ごみ袋）
ごみの分別方法の見直し
クリーンセンターに直接持ち込む家庭系ごみの有料化（100円/10kg）
クリーンセンターに直接持ち込む刈草・剪定枝の資源化
事業系ごみの手数料変更（160円/10kg⇒200円/10kg）
篠島・日間賀島の家庭系粗大ごみ収集の有料化（100円/10kg）

## 可燃用指定ごみ袋の有料化と変更（黄色⇒ピンク）

- 有料化に伴い、可燃用の指定ごみ袋が、黄色からピンク色に変わります。
- 新しいピンク色の指定ごみ袋の価格は、どこで買っても同じです。  
(10枚入) 45ℓ : 500円、30ℓ : 300円、15ℓ : 150円
- 新しい指定ごみ袋は、令和3年2月から販売します。
- 黄色の指定ごみ袋は、令和3年3月の最後の可燃ごみ収集まで使えますが、最後のごみ回収後は、ピンク色の指定ごみ袋で出してください。
- 使い残した黄色の指定ごみ袋は、令和3年5月以降に「払戻」します。計画的に購入しましょう。
- 「払戻」価格は、購入時よりも低くなります。

## プラスチック製容器包装の収集開始（薄い緑色）

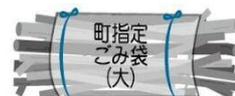
- 新しいプラスチック製容器包装用の指定ごみ袋（薄い緑色）を使用してください。
- 令和3年2月から販売します。
- プラスチック製容器包装用の指定ごみ袋の販売価格は、有料化の対象ではないので、販売店が決定します。ミックスペーパーと同程度の価格と思われます。
- プラスチック製容器包装の収集日と収集場所は、ミックスペーパーと同じです。
- ミックスペーパーとプラスチック製容器包装を混ぜて、一つの指定ごみ袋に入れてはいけません。

## ごみの分別方法の見直し

- 硬質プラスチックは、不燃物ではなく、燃えるごみに出します。
- 分別収集で、アルミ缶とスチール缶を分けます。
- この他は、次号以降でお知らせします。

## クリーンセンターに直接持ち込む刈草・剪定枝の資源化

- クリーンセンターに直接持ち込む家庭系の刈草・剪定枝は、手数料がかかりません。
- 地域のごみ集積所に出す場合、刈草は有料の指定ごみ袋（ピンク色）に入れてください。剪定枝は、①有料の指定ごみ袋に入れるか、②束ねた剪定枝に有料の指定ごみ袋（45ℓ）を付けて出してください（調整中ですので決まりしだいお知らせします）。
- オオキンケイギクなど特定外来生物は、拡散防止のため、燃えるごみで出してください。



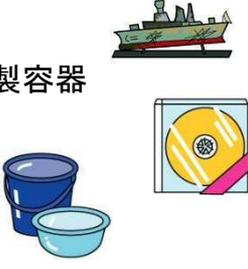
## クリーンセンターに直接持ち込む家庭系ごみ（100円/10kg）

- クリーンセンターに直接持ち込む家庭系ごみは、手数料（100円/10kg）が必要です。
- 有料の指定ごみ袋（ピンク色）に入れなくてください。入れても別に手数料がかかりません。

## 事業系ごみの手数料変更（160円/10kg⇒200円/10kg）

- クリーンセンターに搬入する事業系ごみの手数料が（200円/10kg）になります。

## 集積所に出す場合のまとめ（令和3年4月から）

種別	可燃ごみ	ミックスペーパー	プラスチック製容器包装
色	ピンク	白（半透明）	薄い緑
価格	(10枚入、税込) 45ℓ：500円、30ℓ：300円、 15ℓ：150円	取扱店が価格を決定	ミックスペーパーと同程度と想定します
設定	有料化の対象	有料化の対象としない	有料化の対象としない
品目	<p><b>台所のごみ</b></p>  <p>木・竹（笹）・草類 草類は、<b>有料の指定ごみ袋</b>に入れてください。木・竹（笹）は、<b>有料の指定ごみ袋</b>に入れるか<b>指定ごみ袋</b>を付けてください（注1）。クリーンセンターに直接搬入し、資源化する場合は<b>無料</b>です（注2）。</p>  <p><b>はきもの・かばん類</b> 金具部分は、できるだけ取外し不燃物としてください。</p>  <p><b>その他</b> 座布団、まくらなど</p> <p><b>プラスチック</b> プラスチック製容器包装ではないもの（硬質もOK）</p> 	<p> マークのついているもの（お菓子の箱やアイスクップ）の他、包装紙、写真、窓付き封筒など</p>  <p>レシート、宅配伝票などのカーボン紙、カレンダーやポスターなどのプラスチックコート紙も対象です。</p>  <p>ホッチキスやクリップなどで留められた書類やビニール袋に入った投げ込みチラシも<u>そのまま</u>出せます。</p>	<p> マークのついているもの</p> <p>汚れているものは洗いましょう。</p>  <p>洗っても汚れが取れないものは可燃ごみに出しましょう。</p> <p>軟質プラスチックの一部は、可燃ごみではなく、プラスチック製容器包装に出します。</p> 
収集	現在と同じ	現在と同じ	ミックスペーパーと収集日も場所も同じ

※ミックスペーパーとプラスチック製容器包装を一つの袋に混ぜないでください。

注1 調整中ですので決まりしだいお知らせします。 注2 事業系は有料です。

## いただいた質問とその回答

Q 食品包装に使うトレイ（例えば白色トレイ）は、町のプラスチック製容器包装の回収に出すのか、それともスーパーマーケット等が行っている回収に出すのか、どちらがよいでしょうか。

A 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」により、特定の製造者や利用者（小売店など）に、容器包装の再商品化が義務付けられています。スーパーマーケット等が行っている回収は、この法律に基づくものでもあります。



町の収集、スーパーマーケット等のどちらに出してもかまいませんが、スーパーマーケット等の回収を積極的に利用していただきたいと思います。

Q 可燃ごみの集積所に、分別されないごみ（分別収集に出すべきもの）が出されることが多く、区の役員などが選別、洗浄しクリーンセンターに搬入しています。区に所属していない住民の可能性が高く、可燃用ごみ袋に不燃物を入れるケースもあり、字が読めない外国人かもしれないと思うことがあります。可燃ごみが有料になると、日本人に限らずこういったケースも増えるのではないかと懸念しています。ポスターの外国語表記や雇用している事業者への周知を検討してください。



A 可燃ごみの集積所に、不燃ごみや分別に出すべきものが捨てられていることはよくあります。処理に困るものの場合、区長さんから環境課に相談されることも多くあります。指定ごみ袋の有料化は、ごみ通信や町広報などによりお知らせしていますが、広報の届かない方には伝わっていないと思います。このため、10月に集積所へポスターを掲示しました。日本語が読めない方に対しては、これまでお知らせできていませんでした。外国語の表記と外国人の雇用者への周知を、関係団体と協議し進めていきます。

お読みになって、ご質問などありましたら、環境課までお問い合わせください。  
ごみ減量化通信で回答します。

発行者 南知多町役場 環境課 〒470-3495 南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18  
Tel 65-0711 (131・132) Fax 65-0694 E-mail: kankyo@town.minamichita.lg.jp